

令和7年第2回 邑南町議会臨時会（第1日目）会議録

1. 招集年月日 令和7年1月29日（令和7年1月21日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和7年1月29日（水） 午前9時30分
 閉会 午前10時4分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	石國佳壽子	2 番	奈須 正宜	3 番	鍵本 亜紀	4 番	野田 佳文
5 番	日高八重美	6 番	瀧田 均	7 番	平野 一成	8 番	和田 文雄
9 番	宮田 博	10 番	漆谷 光夫	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	石國佳壽子	2 番	奈須 正宜	3 番	鍵本 亜紀	4 番	野田 佳文
		6 番	瀧田 均	7 番	平野 一成	8 番	和田 文雄
9 番	宮田 博	10 番	漆谷 光夫	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

7. 欠席議員 あり

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
5 番	日高八重美						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	大屋 光宏	副 町 長	白須 寿	総務課長	大賀 定
資産経営課長	沖野 弘輝	情報みらい創造課長	柳川 修司	地域みらい課長	田村 哲
財務課長	三上 和彦	町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	坂本 晶子
産業支援課長	小笠原 誠治	建設課長	上田 修	保健課長	岩井 和也
羽須美支所長	三上 徹	瑞穂支所長	三浦 康孝		
教 育 長	大橋 覚	学びのまち総務課長	植田 啓司	学びのまち推進課長	原 拓矢
水道課長	高瀬 満晃				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 田中 利明

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
2 番	奈須 正宜	3 番	鍵本 亜紀

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

令和 7 年第 2 回 邑南町議会臨時会議事日程（第 1 号）

令和 7 年 1 月 29 日（水）午前 9 時 30 分開会

開会、開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 2 号 財産の取得
(給食車購入)

日程第 4 議案第 3 号 工事請負契約の変更契約の締結
(いわみ温泉活用施設薪ボイラー導入工事)

日程第 5 議案第 4 号 工事請負契約の変更契約の締結
(道の駅瑞穂再整備事業 融雪設備整備工事)

日程第 6 議案第 5 号 邑智郡総合事務組合規約の変更に関する協議

令和7年第2回邑南町議会臨時会 会議録

【令和7年1月29日（水）】

—— 午前 9時 30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

（開会宣告）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。

（「おはようございます」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） ただいまから、令和7年第2回邑南町議会臨時会を開会いたします。

~~~~~○~~~~~

（開議宣告）

●石橋議長（石橋純二） これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（日程第1 会議録署名議員の指名）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1。会議録署名議員の指名をいたします。2番奈須議員。3番鍵本議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（日程第2 会期の決定）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2。会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1月29日の1日限りといたしたいと思いを。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1月29日の1日限りとすることに、決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第3 議案第2号 財産の取得（給食車購入） ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第3。議案第2号財産の取得を、議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第2号の提案理由を御説明申し上げます。議案第2号財産の取得についてでございますが、これは給食車を購入しようとするものでございます。詳細につきましては学びのまち総務課長より説明しますので、よろしくお願いいたします。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、植田学びのまち総務課長。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 財産の取得について御説明いたします。取得物品は給食車1台です。取得の目的は老朽化に伴う車両の更新でございます。対象となる給食車は、東給食センターから羽須美地域小中学校の給食配送に使用している車両です。導入から17年が経過しており、走行距離は16万6,600kmとなっております。老朽化が進み、パワーゲートの不具合により給食コンテナの積み下ろしに支障をきたしている状況です。また、全体的に故障のリスクも高まっており、突然の故障により給食提供に支障をきたすおそれがあり、早急な車両更新を行う必要があります。納期は、令和7年3月31日を予定しております。今回の車両購入については、令和7年1月16日に指名競争入札を実施し、参加事業者が1社のみであったため随意契約となりました。共栄自動車有限会社代表取締役日野原克行（ひのはらかつゆき）氏が793万4,560円で落札しました。消費税を加えました、872万8,016円で、令和7年1月16日に仮契約を締結したところでございます。以

上、地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。討論は反対討論から始め、賛成討論反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第2号財産の取得に、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第2号財産の取得は、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第4 議案第3号 工事請負契約の変更契約の締結
（ いわみ温泉活用施設薪ボイラー導入工事 ） ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第4。議案第3号工事請負契約の変更契約の締結を、議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第3号の提案理由を御説明申し上げます。議案第3

号工事請負契約の変更契約の締結についてでございますが、これは、いわみ温泉活用施設薪ボイラー導入工事にかかる工事請負契約の変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、産業支援課長より説明しますので、よろしくお願いいたします。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議案第3号工事請負契約の変更契約の締結について説明いたします。工事名は、令和6年度いわみ温泉活用施設薪ボイラー導入工事です。工事場所は、邑南町矢上8532番地2外です。この変更契約は、いわみ温泉活用施設霧の湯で施工中の薪ボイラー導入工事のうち、薪ボイラーから蓄熱タンクまでの間の温水管について、当初予定していた配管部材等の製品が工期内に入手困難となったことから、同等の性能を持ち工期内での入手が見込まれる別の製品を採用することに伴いまして、配管部材等にかかる費用が増額となるため変更するものでございます。この変更により、工事請負額を消費税を加えた金額で293万2,600円増額するもので、この内容で契約の相手方である有限会社増田住建と令和7年1月16日に仮契約を締結したところでございます。以上、地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより、議案の討論を行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。

す。議案第3号工事請負契約の変更契約の締結に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第3号工事請負契約の変更契約の締結は、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第5 議案第4号 工事請負契約の変更契約の締結  
( 道の駅瑞穂再整備事業 融雪設備整備工事 ) )

●石橋議長（石橋純二） 日程第5。議案第4号工事請負契約の変更契約の締結を、議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第4号の提案理由を御説明申し上げます。議案第4号工事請負契約の変更契約の締結についてでございますが、これは、道の駅瑞穂再整備事業融雪設備整備工事にかかる工事請負契約の変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては地域みらい課長より説明しますので、よろしくお願いいたします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議案第4号工事請負契約の変更契約の締結について御説明申し上げます。工事名は、道の駅瑞穂再整備事業融雪設備整備工事です。工事場所は、邑南町下田所地内です。この変更契約に係る工事は、本工事により設置した設備の保護を行い建築工事の工事車両通路の整理を行うこと。融雪範囲の施工基面までの掘削工事を行うことが主な変更内容となっております。本事業地は地下水位が高く湧水の影響を受けやすい軟弱地盤であったことから、既に実施していた敷地造成工事により地下排水工を設置し湧水処理を行ったうえで、融雪設備の主配管を埋設

するための掘削工事に着手する計画としておりましたが、この湧水処理が効果を発揮する前に地盤掘削を行うと湧水の影響で地盤が更に緩むことが懸念されたため、造成工事での掘削を取り止め融雪設備整備工事にてこの掘削工事を追加施工することとするものでございます。また、採熱エリアの主配管を埋設しました範囲の上部が建築工事に用いる大型工事車両の通路となることから、車両重量により主配管への影響が懸念されたため強固な地盤を構築することを目的に、埋戻土をセメント混合による安定処理を行うことにより工事車両の円滑な通行と主配管の保護を図ることが必要となりました。以上の理由により、追加工事にかかる工事費を税抜き1,929万9,000円増額するものです。消費税を加えました、2,122万8,900円の増額に関して、令和7年1月17日に仮契約を締結させていただいたところでございます。以上、地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

●中村議員（中村昌史） 議長、11番。

●石橋議長（石橋純二） 11番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 先般の全員協議会で、増額の財源については敷地造成工事の減額分だという説明だったと思います。造成工事は令和4年度から始まって、年度別の予算の流れがどうなって、今回補正を組まなくても大丈夫なという根拠を、その辺のところをきちんと示していただけたらと思います。いかがでしょうか。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） まず第3期の造成工事。これは令和5年度で行っておりますけども、その工事で本来すべき掘削の部分を取りやめたということでこれは令和5年度に完了しております。この工事に関しては当然減額の変更になっておりまして、その時点で減額をさせていただいたということでございます。今回の変

更契約の提携について、議案として出させてもらっているのは融雪設備整備工事ということでございますので、これは令和6年度事業ということなんで年度が変わっております。なのでこの融雪設備工事で増額になる分については、今年度予算の範囲内で施工するというに伴いまして、予算への影響はないというふうに説明したことでございます。

●中村議員（中村昌史） 議長、11番。

●石橋議長（石橋純二） 11番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） ということは、造成工事で減額したものをもっと掘らにゃあいけない部分を掘らずに済ましとったわけですから、先でもっと掘らにゃあいけんというのはわかつとったはずですから、それが繰越明許か何かでしたということではないんですか。今年度の予算がたまたま余っておったので補正を組まなくてもいいということなのか。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 融雪設備工事も施工が始まったのが令和5年度ということで、令和6年の1月11日に契約してそこからスタートしてるので、ここは先ほどの造成工事とかぶる時期がありまして、その中で造成工事に関して本来すべき掘削の部分に関しては、工事の調整の中で今の融雪設備の工事の主配管を設置するときにやろうと協議をしまして決定したということでございます。終わってから次の工事にかかるという部分でのことであれば、先ほど言われました減額した部分を次に上乗せするということができたんですが、それが融雪設備も今の造成工事もちよっとかぶる時期があったということで、当初からの融雪設備工事の中には盛り込まれていなかったということでございます。

●中村議員（中村昌史） 議長、11番。

●石橋議長（石橋純二） 11番、中村議員。

●中村議員（中村昌史）　　１２月だったですかね、全体の流れと事業費を一覧にしたものを配付していただきました。その金額とかぶっておった時期にもうわかっておったんだということであれば、契約を先にしたんなら今になって増額というよりは、わかっておった時点でしたほうが、流れとすればスムーズだったんじゃないかと思うんです。その辺のことも含めて以前いただいたものの内容をもう１回吟味していただいて、金額も含めて再度提示をしていただきたいと思います。今回の議決にかかわらずということで道の駅の事業の関係の全体。そのいただいたものが、この金額を含めたものなのかどうかということも含めてもう１回精査をしていただいて、変更すべきものであれば変更したものを、後日でも構いませんので配付をお願いしたいんですがいかがでしょう。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 当然これからの工事もありますし、これまで完了したものについては12月のときに一覧表にしたものを随時変更しながら、お示しながら説明をさせていただきたいと思います。そのときに、また出させていただきたいと思います。

●宮田議員（宮田博） 議長、9番。

●石橋議長（石橋純二） 9番、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 同様の質問なんですが、先般も委員会においてはいわゆる工事の全体の増額にはならないという説明を口頭でありました。流れからしてみると大方の理解はできるんですが、これまでも、これも非常に長い工期の中で七年八年がかつとる中で、いつこれが増額になって、どうなって増えてきたのかよくわかりにくいところがあるので、もうかなり前に、流れの全体を示してくれというお願いもしてあるんですが、いまだにそれは出ておりません。要は、仮に造成のときに減額したんであれば、契約として工事契約の減額措置というものは必要がないのか。それがもししてあれば、全体が今回膨れても同額の金額で全体像は増加しないなという理解が得られるんですが、これだけ提示されると造成工事は確かに減額にはなっていると思うんです。今回の契約の変更によって2,000万ばかり全体も増加するんじゃないか

という捉え方にもなろうかと思います。どうもその流れが今の11番議員さんと同じかと思いますが、いまひとつ見えないということがあります。要は減額の変更契約は必要ないというのは、何かでこれは決まっているのでしょうか。

**○田村地域みらい課長（田村哲）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** 番外、田村地域みらい課長。

**○田村地域みらい課長（田村哲）** 先ほど、工事変更内容で本来必要だった掘削の部分を取りやめたというところ、この工事については、議会の議決に付すべき工事の金額でない分ですので、議会のほうにお示しする機会はなかったということでございます。議決をいただく必要がなかったということでございます。実際に工事の変更に關しては、減額の変更をして完了しております。それは令和5年度の話です。令和5年度の3月議会のほうでも、補正予算の中で減額の補正予算を組んでおりますので、そこで一旦全体予算が下がってきます。令和6年度に、また新たに必要な部分も含めての予算が組まれておりまして、それで当初から言ってます29億数千万という全体の工事費のほうには影響ないと、答弁をさせていただいたというところでございます。それでもう1つ中村議員さんから言われたこともありまして、全体の数年間のこれまでの経過とこれからの予定も含めての部分については、前回出させていただいた部分に変更を加えながら、適宜説明させていただきたいと思います。御理解を賜りたいと思います。

**●石橋議長（石橋純二）** ほかに質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）

**●石橋議長（石橋純二）** 無いようですので、質疑を終わります。これより、議案の討論を行います。反対討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）

**●石橋議長（石橋純二）** 賛成討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）

**●石橋議長（石橋純二）** 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第4号 工事請負契約の変更契約の締結に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第4号 工事請負契約の変更契約の締結は、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第6 議案第5号

邑智郡総合事務組合理約の変更に関する協議)

●石橋議長（石橋純二） 日程第6。議案第5号邑智郡総合事務組合理約の変更に関する協議を、議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第5号の提案理由を御説明申し上げます。議案第5号邑智郡総合事務組合理約の変更に関する協議についてでございますが、これは地方自治法第286条第1項による協議を行うため、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、町民課長より説明しますので、よろしくお願いします。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 番外、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議案第5号邑智務組合理約の変更に関する協議について御説明申し上げます。し尿処理施設志谷苑は、平成9年の施設稼働後26年が経過したことから構成町による協議の上、老朽化に伴う施設の機器更新などを行うための基幹的施設整備を令和7年度、令和8年度に実施することとしております。この度の変更は、この整備に係る構成町の負担割合について規約に追加をするほか、平成22年度に整備を終了し借入の償還を完了いたしました焼却処理施設基幹整備費の記載を削除するため、組合理約の一部を変更するものでございます。改正内容につきまして、新旧対照表にて御説明いたします。1ページを御覧ください。別表第12条関係第3項の運営費でございますが、これを第1号とし第2号に基幹整備費を加えます。

算出方法といたしまして、均等割１００分の１０、人口割１００分の３０、搬入実績割１００分の６０とし、今回の基幹整備に係る負担割合の算出根拠を追加いたします。この基幹整備費は、令和７年度、令和８年度に実施することとしておりますし尿処理施設の基幹改修及び起債償還に係る費用とし、人口割は令和２年国勢調査人口、搬入実績割は令和５年度の計量に基づく搬入実績割を根拠といたします。また、２ページの第４項第２号の焼却処理施設基幹整備に係る負担割合につきましては、既に事業を終了し起債の償還が完了したため今回の改正に併せて規約別表から削除し、第３号を第２号に繰り上げいたします。附則といたしまして、施行期日は令和７年４月１日としております。以上、地方自治法第２８６条第１項の規定により、邑智郡総合事務組合規約の一部を変更することに関し協議するため、同法第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします

●石橋議長（石橋純二） 以上で提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第５号邑智郡総合事務組合規約の変更に関する協議に、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第５号邑智郡総合事務組合規約の変更に関する協議は、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（閉会宣言）

●石橋議長（石橋純二）　　以上で本臨時会に付議されました案件は、全て議了いたしました。お諮りをいたします。本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしましたので以上をもって閉会といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　異議なしと認めます。したがって、本臨時会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。これをもちまして、令和7年第2回邑南町議会臨時会を閉会といたします。お疲れ様でございました。

—— 午前 10時 4分 閉会 ——